



# すすめるけん

県がすすめている取り組みを紹介します!

## 一人で悩まず、消費生活センターに早めの相談を!

誰もが巻き込まれる可能性がある消費者トラブル。被害にあった時の県の相談窓口が「長崎県消費生活センター」です。困ったときは、一人で悩まず、まずは相談してください。また、お子さんが帰省した時やご家族で集まる時には、トラブルに巻き込まれていないか、ぜひ一度お話してみてください。

### 消費生活センターってどんなところ?

消費生活に関する消費者と事業者間のトラブルについての相談を受け付けているほか、被害を未然に防ぐための情報提供や啓発、消費生活支援講座なども行っています。

#### 相談・苦情を受け付けています

悪質商法などの被害、不適切な表示に関するトラブル、製品やサービスの事故などについて、電話やメールで相談を受け付けています。専門の相談員が事業者との交渉方法や具体的な解決策についての助言、交渉の手伝いなどを行います。



メール相談

長崎県消費生活センター(県庁2階)  
【相談専用電話】095-824-0999

消費者ホットライン「188」に電話すると最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。



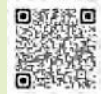
消費者ホットライン188  
イメージキャラクター  
イヤヤン

#### さまざまなかたちで情報を提供しています

消費生活に関する情報をウェブサイトや広報誌、SNSなどで発信しているほか、消費生活支援講座なども行っています。特に、学校などでの若者を対象とした消費者教育を積極的に行っています。



大学での消費者教育の様子



長崎県消費生活センター  
公式サイト  
「ながさき消費生活館」

### 若者が狙われている!～気を付けてほしい消費者トラブル～

#### トラブルの例

- 副業・情報商材やマルチなどの「もうけ話トラブル」
- エステや美容医療などの「美容関連トラブル」
- 健康食品や化粧品などの「定期購入トラブル」
- 誇大広告や知人からの勧誘などの「SNSきっかけトラブル」
- 出会い系サイトやマッチングアプリなどの「出会い系トラブル」
- 就活商法やオーディション商法などの「仕事関連トラブル」
- 賃貸住宅や電力の契約などの「新生活関連トラブル」
- 消費者金融からの借入れやクレジットカードなどの「借金・クレカトラブル」



#### 巻き込まれないためのポイント

- 軽い気持ちで契約しない
- うまい話に飛びつかない
- ネットの情報に流されない
- 契約をせかされてもその場で判断しない
- 借金してまで契約しない
- 消費者の味方になる知識を身に付ける
- おかしいと思ったら「188」に電話する



無料・お試しと思って注文したら高額な定期購入の契約だったなど、ネット通信販売などでの「定期購入」トラブルが増えています。商品を注文する前に定期購入が条件になっていないか、条件になっている場合は期間や支払総額、解約・返品の内容などをしっかり確認しましょう。

また、契約内容はスクリーンショットなどで保存(記録)し、事業者に連絡した場合はその記録も残しておきましょう。